

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成27年10月26日 11時35分ごろ
発生場所	境港第2区 境港竹内南東防波堤灯台から真方位035°280m付近 (概位 北緯35°31.0′ 東経133°15.4′)
事故の概要	プレジャーボート藤丸は、東進中、うねりを受けて転覆した。 藤丸は、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成27年11月13日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 藤丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	272-22772鳥取、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向東、波高約2m、海水温 約21～22℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、試運転を行う目的で鳥取県境港市のマリーナを出港し、東方から波高約2mのうねりがある状況下、約5～7ノットの対地速力でマリーナの前面海域を東進した。</p> <p>船長は、うねりに対して船首を直角に向けて操船すればうねりを乗り越えることができるものと思い、本船の船尾に座り、船外機を操作して航行を続けた。</p> <p>船長は、1回目のうねりと2回目のうねりを、うねりに対して船首を直角に向けて乗り越えたものの、3回目のうねりを乗り越えようとした際、うねりで思うように操船できず、右舷正横付近にうねりを受ける態勢となり、船体の右舷側が持ち上げられて左舷側に転覆した際、落水した。</p> <p>船長は、落水後、自力で消波ブロックに登った際、前頭部を負傷した。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、和船型であった。</p>
分析	本船は、波高約2mのうねりがある状況下、右舷正横付近にうねりを受ける態勢となったことから、船体の右舷側が持ち上げられて左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、波高約2mのうねりがある状況下、本船が、右舷正横付

	<p>近にうねりを受ける態勢となったため、船体の右舷側が持ち上げられて左舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶は、うねりや波の影響を受けやすいので、波高が高いときには、出航を見合わせる。